

「岡山県青少年健全育成推進大使」の活動について

1 基本的な考え方

青少年の健全育成と非行防止について、県の各部署と関係機関が一体となった県民総ぐるみの運動を行うに当たり、青少年にとって親しみやすく、青少年健全育成・非行防止啓発のシンボルとなる活動を行う。

2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
(再任する場合がある)

3 活動内容

- ・岡山県子ども・福祉部子ども家庭課が行う青少年の健全育成や非行防止等の各種イベントにおいて啓発活動を行う。
(青少年健全育成強調月間（3、7、11月）を中心に活動を行う。)
 - ・県の関係部署等からの依頼により、岡山県青少年健全育成推進大使としての活動を行う。
 - ・情報発信（メディアへの出演）
 - ・啓発用ポスター等のモデル
- ※ グループの場合、活動はメンバー全員の参加を基本とするが、学業や体調不良等によりメンバー全員での参加が困難な場合は、1名で活動する場合もある。

4 留意事項

次の事項に違反する行為が確認された場合には、岡山県青少年健全育成推進大使の委嘱を解除する場合もあるので留意すること。

- (1) 岡山県青少年健全育成推進大使の立場を利用して私的に活動しない。
(県又は県が許可した団体からの依頼により活動する。)
- (2) 岡山県青少年健全育成推進大使としての品位を失墜させる行為をしない。
- (3) イベント等への参加をSNSで発信することは差し支えないが、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課がイベントの開催情報を報道機関に提供（報道発表）する前に発信しない。

5 その他

疑義が生じた場合はその都度、両者で協議する。